

## 指定管理者制度について

### 公の施設の管理に関する制度の改正

( 地方自治法第244条～第244条の4 )

#### 管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。

- ・ 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの ( 1/2以上出資等 )
- ・ 公共団体 ( 土地改良区等 )
- ・ 公共的団体 ( 農協、生協、自治会等 )



#### 指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・ 指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定
- ・ 指定管理者も、使用の許可を行うことができるものとする。

例えば

地方公共団体が設置する文化センターの管理を、株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。

### 【制度の概要】

地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者 ( 「指定管理者」 ) による管理の代行制度へ転換

#### 条例の制定

公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合における次の事項

- ・ 指定の手続き ( 申請、選定、事業計画の提出等 )
- ・ 業務の具体的範囲 ( 施設・設備の維持管理、個別の使用許可 )
- ・ 管理の基準 ( 休館日、開館時間、使用制限の要件 )

#### 指定の方法

の条例に従い、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定め指定

#### 利用料金制

( 公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として收受する制度 )

従来管理受託者と同様に、利用料金制をとることができることとする。

#### 事業報告書の提出

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出  
これにより、当該公の施設の目的に沿った利用をチェック

#### 地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。  
指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、指定を取消し、  
又は管理業務の全部又は一部の停止を命令。

#### 指定管理者の行った利用関係の設定に対する不服申立て

処分に該当する個々の利用関係の設定に関する不服申立てについては、地方公共  
団体の長に対する審査請求として整理。